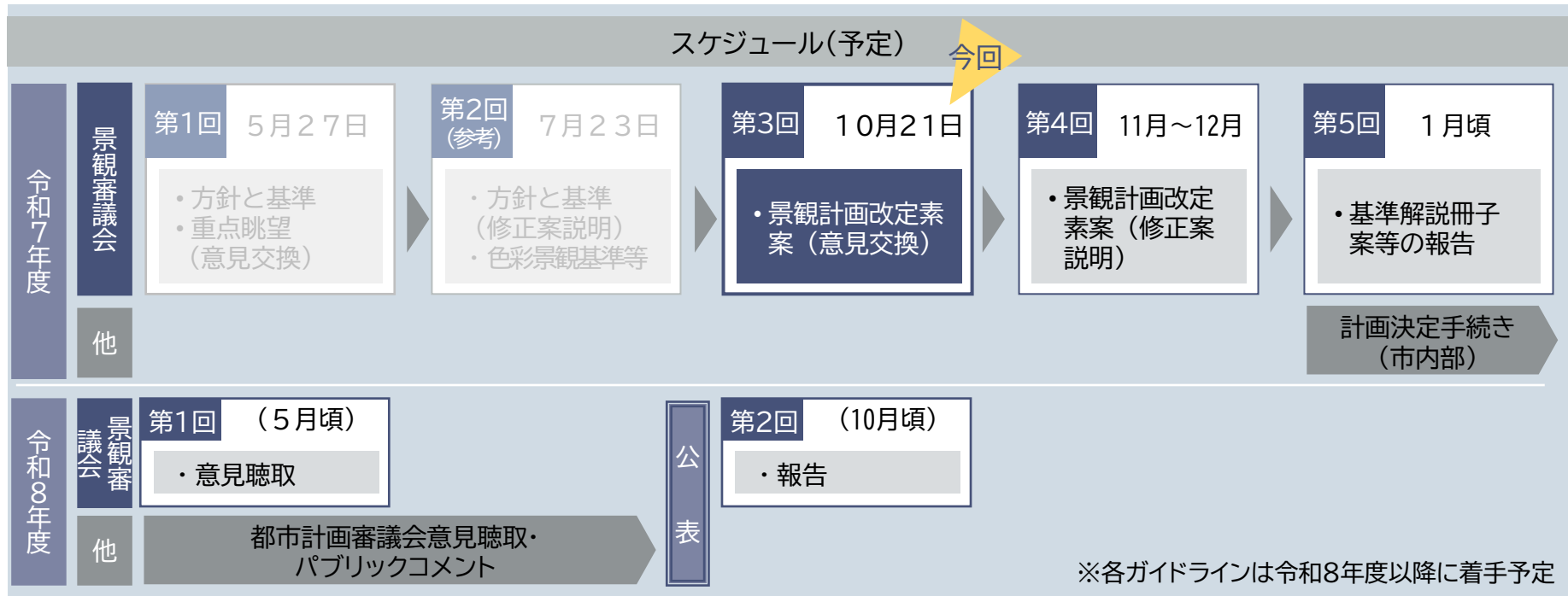


札幌市景観計画の改定について

議事資料の構成

- 1 振り返り(令和7年度第2回審議会での委員意見)
- 2 景観計画の素案について
 - ①構成と現行計画からの変更点について
 - ②景観形成基準について(前回からの変更部分)
 - ③景観計画素案(別添)
- 3 ご審議いただきたい事項について



1 振り返り(審議会での委員意見)

- 令和7年度第2回審議会では、方針・基準、色彩景観基準等についてご説明し、ご意見をいただいた。

分類	ご意見	回答・対応の方向性
計画全体	計画書をどう読み解けばいいかわかるよう、このような人はこのページのここから見て、次ここ見てくださいというような、簡単な取り扱いマップのようなものがあつたらいいのではないかなと思う。	本書の最初の位置に記載します。
ゾーン	ゾーン設定についてわかりやすく伝わるように構成を検討していただきたい。	本書の第2章に記載します。
ゾーン	札幌らしさということを考えたときに、みどりとの共生というのは非常に大きなテーマになると考える。「山地のみどりに近接するゾーン」を設定した趣旨が伝わると、今回の改正の意図が明確になるのではないかな。	本書に記載いたします。
方針	C1の市街地等の方針のうち、一般市街地等の部分の記載に同じ内容の表現が多くわかりにくい。	地域交流拠点と高次機能交流拠点が複数あり、それぞれでまちの特徴が少しずつ異なることから、それぞれの特徴を捉えて、その土地に合った方向で進めるという内容を表した表現として記載しておりました。計画本書においては、例えば地域交流拠点等の情報を併せて示すなど、伝わりやすい表現となるよう検討いたします。
方針	地域交流拠点や高次機能交流拠点が何を指すのかということが一般には分からない。どのような地域であるのか記載することにより、どういう魅力を形成していけばいいのか、少し魅力の意味合いを絞ることができるのではないかなと思うので、本書で触れるなど、何をイメージすればいいのかということが伝わるような工夫をしてはどうか。	計画本書に記載いたします。
方針	近年、まとまってきた札幌の街路景観の色合いを地の背景として逆手に取るように原色を大面積で使った壁面広告物が登場していることは問題と言える。”概ね10㎡以上の広告物に関しては原色の利用を極力避ける”など努力目標であっても、掲げるべき時期なのではないかな。	計画本書に記載いたします。
基準	公園、緑地の方針は公園緑地そのものの景観形成だけでなく、公園緑地の周辺に位置する建築物等を対象にすることを意図していると思うが、基準から読み取りにくい。外構・オープンスペースのB1の記載部分にも公園・緑地の方針を反映した記載を盛り込むとよい。また、配慮事項について、単純に境界の緑化だけでなく、調和や一体感を求めるような内容も加えてはどうか。	外構・オープンスペースの項目に追加しました。(4つめ)
基準	夜景と、雪・冬季の基準について、面的な視点や線的なつながりが重要との議論を反映させ、周辺との連続性や一体性を考慮する旨の表現を追加してはどうか。	夜間景観「都心ゾーン」の基準に追加しました。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 令和7年度第2回審議会では、方針・基準、色彩景観基準等についてご説明し、ご意見をいただいた。

ゾーン分類	ご意見	回答・対応の方向性
基準	都市の成り立ちを尊重した景観形成を図ります、という方針を踏まえた基準を考えたときに、目に見える景観資源だけでなく、残念ながら壊してしまったものなどや地域の歴史など目に見えない土地の歴史性も考慮を促すような表現があるとよい。	外観デザイン、外構・オープンスペースの項目に追加しました。
基準	方針と基準の関係を明示して整理したことは、事業者にとってわかりやすい整理の方法であるとする。その考えで行くと、C5（ゆたかなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図る）に対応する基準がないと思うので、追加してはどうか	街並み部分の方針のうち、C3からC7については、建築物の誘導に対応する方針とそれ以外の公共施設等に関する取組に関する方針で分けており、C4C5C6についてはそれ以外の取組に関する方針とし、みどりに関する景観形成基準はC7に対応する基準として設けたいと考えています。
基準	ゾーン基準は全市の基準に上乗せしている基準であることをわかりやすく示してはどうか。また、ゾーン基準のほうにもどの方針と関係しているか表記してはどうか。	ゾーン基準の記載を修正いたしました。
基準	建てる時や設置するときは届出により確認ができると思うが、建設後や設置後、古くなったものが放置されることのないようになにか確認できるような仕組みがあることが望ましい。	維持管理の基準に管理のルールを求める内容の基準を設けており、協議を通して、建設後のことについても考えていただくように努めてまいります。
基準	「都市の魅力」に関する部分の基準も、他の基準のように、「外観」「外構」など場所別のところに入れたほうが検討してもらいやすいのではないか。	配慮する視点を記載の上で、どのような配慮をするかを配慮する箇所を含めて設計者に委ねている基準があること、他とは別に項目出しすることで新たに強調したい基準であることがわかりやすくなることから、「都市の魅力」に関する部分を他の部分と別に項目出しする案といたしました。
基準の理解促進	イメージ図のパターンがいくつかあると理解してもらいやすいと考える（こんな建物の場合はこの基準、工作物の場合はこの基準というのが見てわかるように）。	解説本に項目別に写真やイラストなどを入れて説明する予定ですが、全体イメージの掲示などの見せ方について、わかりやすいものとなるよう検討してまいります。
色彩景観基準	駐車場、附帯工作物、屋外広告物の基準と色彩基準との紐づけはどうなっているのか。駐車場も色彩基準の表に準拠するとか、運用指針に準拠するなどの記載が必要ではないか。	素材・色彩の項目に附帯工作物に関する基準を追加します。屋外広告物については、ガイドラインの策定の際に検討してまいります。
色彩景観基準	丘陵地などは色彩による特徴づけが一番効いてくるように考えられることから、立地を考慮するという項目が配色を考えるよりも前に記載されているほうがよいと考える。「配色を考える」と「立地を考慮する」をかけ合わせたような表現が必要なのではないか。	色彩景観基準について、「立地を考慮する」「配色を考える」の順に変更する方向で進めます。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 令和7年度第2回審議会では、方針・基準、色彩景観基準等についてご説明し、ご意見をいただいた。

分類	ご 意 見	回答・対応の方向性
色彩景観基準	色の使用可能な%の書き方をわかりやすく工夫したほうがよい。	わかりやすい表現を検討してまいります。
色彩景観基準	色の基準の改正で、今までの基準で建てたものが新しい基準に適合しないという場合はあり得るか。	例えば青系の色については、これまで基調色として使用できたものが、アクセントカラーとしての使用割合に変わるため、あり得ます。これらについては、塗り替えなどの際に、新しい基準に沿うように協議していきます。
色彩景観基準	届出対象とならない範囲でアクセントカラーを使用することにより、建築物全体としてアクセントカラーの使用割合が高いものができてしまう可能性があるのでは、このようなケースにも対応することを検討してはどうか	市との届出協議は外観の過半にわたる色彩の変更時となりますが、小規模な色の変更の際に参考としていただけるようパンフレット等を通して考え方の周知を行っていきます。

2 景観計画の素案について

① 構成と現行計画からの変更点について

・新旧計画の構成の変更内容を図で示します

現計画における構成	新計画における構成案
1章 目的と位置付け	1章 目的と位置付け
1-1 計画策定の目的	1-1 計画策定の目的
1-2 位置付け	1-2 位置付け
1-3 計画の前提	1-3 計画期間・対象区域
1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題	2章 この計画のポイント
1-5 計画の構成	2-1 札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組
2章 札幌の景観特性	2-2 これまでの取組から新たに改善・強化した取組
2-1 自然	2-3 この計画の構成と前計画からの変更点
2-2 都市	3章 札幌の景観の特徴
2-3 人（暮らし）	3-1 景観の捉え方
3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢	3-2 景観の特徴
3-1 理念	4章 基本理念・目指す姿・基本姿勢
3-2 目標	4-1 基本理念
3-3 基本姿勢	4-2 札幌の良好な景観の形成にあたって目指す姿
4章 良好な景観の形成に関する方針	4-3 基本姿勢
4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針	5章 良好な景観の形成に関する方針
4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針	5-1 札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針
5章 良好な景観の形成に向けた取組	5-2 特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針
5-1 届出・協議による景観誘導	5-3 景観形成に向けた取組の方針
5-2 景観資源の保全・活用	6章 建築物等の誘導に関する取組
5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進	6-1 景観プレ・アドバイス
5-4 景観形成に関する普及啓発	6-2 届出・協議
6章 計画の推進にあたって	6-3 景観形成基準等の補完
6-1 計画の推進体制	6-4 屋外広告物
6-2 計画の進行管理	6-5 普及啓発
別表 景観計画区域における 景観形成基準など	6-6 大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直し
	7章 公共施設等に関する取組
	7-1 誘導等
	7-2 景観重要公共施設
	8章 景観資源の保全・活用に関する取組
	8-1 景観重要建造物等の指定方針
	8-2 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録
	8-3 普及啓発
	8-4 景観資源の保全・活用への支援
	9章 地域ごとの景観まちづくりに関する取組
	9-1 多様な分野との連携と関連制度等の活用
	9-2 景観まちづくり指針
	9-3 普及啓発
	9-4 景観まちづくり活動への支援
	10章 計画の推進
	10-1 推進体制
	10-2 進行管理と成果指標
	10-3 ロードマップ
	別表 景観計画区域における景観形成基準等 景観施策の経緯 など

・第1章の内容を2つの章に分割
・第2章を「計画のポイント」として重視した事柄を中心とした内容に

・第3章は、景観のとらえ方を示してから特徴の説明に。（特徴は4つに分けて整理し、重層的にとらえたときの特徴を都市の魅力として整理）

・第5章に取組の方針を追加

・取組を内容ごとに章立て（1つの章から4つの章に。公共施設の取組の章を追加し、普及啓発については各章の中で記載）

2 景観計画の素案について

① 構成と現行計画からの変更点について

・新旧計画の構成の変更内容を図で示します

(参考)

現計画における構成	新計画における構成案	令和6年度審議会時点の案
1章 目的と位置付け 1-1 計画策定の目的 1-2 位置付け 1-3 計画の前提 1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題 1-5 計画の構成 2章 札幌の景観特性 2-1 自然 2-2 都市 2-3 人(暮らし) 3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢 3-1 理念 3-2 目標 3-3 基本姿勢 4章 良好な景観の形成に関する方針 4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針 4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針 5章 良好な景観の形成に向けた取組 5-1 届出・協議による景観誘導 5-2 景観資源の保全・活用 5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進 5-4 景観形成に関する普及啓発 6章 計画の推進にあたって 6-1 計画の推進体制 6-2 計画の進行管理 別表 景観計画区域における景観形成基準など	1章 目的と位置付け 1-1 計画策定の目的 1-2 位置付け 1-3 計画期間・対象区域 2章 この計画のポイント 2-1 札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組 2-2 これまでの取組から新たに改善・強化した取組 2-3 この計画の構成と前計画からの変更点 3章 札幌の景観の特徴 3-1 景観の捉え方 3-2 景観の特徴 4章 基本理念・目指す姿・基本姿勢 4-1 基本理念 4-2 札幌の良好な景観の形成にあたって目指す姿 4-3 基本姿勢 5章 良好な景観の形成に関する方針 5-1 札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針 5-2 特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針 5-3 景観形成に向けた取組の方針 6章 建築物等の誘導に関する取組 6-1 景観プレ・アドバイス 6-2 届出・協議 6-3 景観形成基準等の補完 6-4 屋外広告物 6-5 普及啓発 6-6 大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直し 7章 公共施設等に関する取組 7-1 誘導等 7-2 景観重要公共施設 8章 景観資源の保全・活用に関する取組 8-1 景観重要建造物等の指定方針 8-2 活用促進景観資源(愛称:景観の種)の登録 8-3 普及啓発 8-4 景観資源の保全・活用への支援 9章 地域ごとの景観まちづくりに関する取組 9-1 多様な分野との連携と関連制度等の活用 9-2 景観まちづくり指針 9-3 普及啓発 9-4 景観まちづくり活動への支援 10章 計画の推進 10-1 推進体制 10-2 進行管理と成果指標 10-3 ロードマップ 別表 景観計画区域における景観形成基準等 景観施策の経緯 など	1章 目的と位置付け 1-1 計画策定の目的 1-2 位置付け 1-3 計画期間・対象区域 1-4 景観施策の経緯 1-5 現在の札幌市景観計画に基づく取組とその成果 1-6 景観を取り巻く社会情勢の変化と計画改定の経緯 1-7 改定の要点 1-8 計画の構成と景観計画改定における変更点 2章 札幌の景観の特徴 2-1 景観の捉え方 2-2 景観の特徴 3章 理念・目指す姿 理念・目指す姿
		4章 良好な景観の形成に関する方針 4-1 札幌の景観の特徴を踏まえた方針 4-2 景観形成に向けた取組の方針 5章 建築物等の誘導 5-1 景観プレ・アドバイス 5-2 届出・協議 5-3 景観形成基準等の補完等 5-4 屋外広告物 5-5 事業者等の取組を応援する仕組みの構築 6章 公共施設等の取組 6-1 協議等 6-2 景観重要公共施設 7章 景観資源の保全・活用 7-1 景観重要建造物等の指定制度 7-2 活用促進景観資源(景観の種)の登録制度 7-3 指定・登録の促進 7-4 景観資源の保全・活用への支援 8章 地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進 8-1 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用 8-2 景観まちづくり指針 8-3 主体的活動を促進する取組 8-4 主体的活動等への支援 9章 計画の推進 9-1 進行体制 9-2 評価検証・成果指標 9-3 ロードマップ 別表 景観計画区域における景観形成基準など

<R6年度からの主な変更点>

- ・第1章の内容を2つの章に分割
- ・第2章を「計画のポイント」として重視した事柄を中心とした内容に
- ・理念の章に基本姿勢を追加

2 景観計画の素案について

② 景観形成基準について(前回からの変更部分) ※抜粋

方針	景観形成基準（建築物）	ゾーンごとに付加する基準
外観デザイン	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
	B1 ・ 景観資源等に近接する場合や景観資源等の背景となる場合は、景観資源等と協調したデザインとするよう配慮する。 ・ 計画敷地に存在し、地域の景観を特に特徴付けている建築物や、工作物をやむを得ず撤去する場合は、記憶の継承に資するよう撤去する建築物等の素材等の活用に努める。	<都心ゾーン> C1 C3 C7 ・ 格子状道路の特徴を感じられるよう、隣接する建築物との連続性や街区ごとの一体性などに配慮したデザインとするよう配慮する。 ・ 札幌を代表する主要な通りに面する場合など、場所や用途を考慮し必要な場合は、経済性のみを重視せず、都心にふさわしい質の高い外観とするよう努める。 ・ 計画敷地の場所性に応じて、居住、宿泊滞在機能を持つ建築物の外観は、外部に生活感が表出しないデザインとするよう配慮する。
	C1 C2 C3 C7 ・ 通りからの見え方が単調な印象とならないよう、柱型の活用や開口部のしつらえの工夫等により建築物の立面を分節化するよう配慮する。 ・ 周辺の景観と調和しない華美な装飾や目新しさや話題性、誘目性などを重視したデザインを避けるなど、景観としてまとまりのある印象となるようなデザインとする。 ・ 交差点などに面する部分は、角地を意識したデザインとするなど、その場所の印象を高めるデザインとするよう配慮する。	<一般市街地ゾーン> C1 C3 C7 ・ 地域交流拠点や高次機能交流拠点等のように地域の核となる場所では、場所の魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。
	D1 ・ 建築物の外部と内部に視覚的つながりがある外観とする場合は、内部の壁や天井の仕上げ、照明、みどり、インテリアなども景観の観点からデザインするよう努める。	<山地のみどりに近接するゾーン> C1 C3 C7 ・ 高次機能交流拠点等のように地域の核となる場所では、みどり豊かな場所の魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。
	市街地の外にも該当する基準(C1と記載の記載の基準のうち一部)にC2(市街地の外)の方針を追加	
		<工業・流通業務地ゾーン> C1 C3 C7 ・ 歩行者の視点でのスケール感を意識し、建築物の長大な立面を分節化するよう配慮する。

ゾーン基準にも該当する
方針を記載

2 景観計画の素案について

② 景観形成基準について(前回からの変更部分) ※抜粋

方針	景観形成基準（建築物）	ゾーンごとに付加する基準
低層部のデザイン	C1 C2 C3 C7 ・歩行者等から良く見える低層部は、機能等に応じて開放性を確保するなど、壁面や開口の位置・大きさ等を工夫したデザインとする。 ・計画敷地が通行量の多い主要な通りに面する場合は、歩行者等が移動を楽しめるよう、にぎわいの創出に資する機能の配置や建築物の外部と内部に見る見られるの関係をつくるなどにより、低層部の印象を強めるデザインとするよう努める。	<都心ゾーン> C1 C3 ・計画敷地の場所性に応じて、隣接建築物と装飾の位置を揃えるなど、道路の連続性を印象付けるデザインとするよう努める。
素材・色彩	B1 ・景観資源等に近接する場合や景観資源の背景となる場合は、景観資源と協調した素材・色彩とする。 A1 C1 C2 C3 C7 ・外観を構成する部分は北の自然環境や周囲の街並み等と調和する色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 ・アクセントとなる色彩は、街の彩となるよう面積を抑えた効果的な使い方とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 ・外構や附帯工作物などの色彩は、計画建築物との調和に配慮する。色彩は別表●「色彩景観基準」による。 ・光の反射が強い素材の採用を避けるとともに、周囲との調和や汚れへの対応などを踏まえた素材を選定するよう配慮する。 ・複数の色彩による分節化等にあたっては、形状や素材の切り替えを活用するよう配慮する。	<都心ゾーン> C1 C3 ・通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう素材や色彩に配慮する。 <一般市街地ゾーン> C1 ・雑然とした印象とならないよう周囲の建築物との調和を図るとともに、高層部は空の広がりを感じられるよう努める。 <山地のみどりに近接するゾーン> A1 C1 ・背景となる豊かな自然を生かすため、周辺のみどりと調和に配慮する。 <工業・流通業務地ゾーン> C1 ・圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないよう工夫に努める。

外構の色彩に関する基準を追加

2 景観計画の素案について

② 景観形成基準について(前回からの変更部分) ※抜粋

方針	景観形成基準（建築物）	ゾーンごとに付加する基準
	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。	
外構・オープンスペース	A1 A2 ・計画敷地に起伏がある場合は、起伏を生かした外構デザインとするよう努める。 ・計画敷地の中にある地域住民等から愛着を持たれている樹木等は保全するよう努める。 ・四季の変化を感じられるよう、花が咲く時期や実がつく時期などを考慮して、樹種や草花を適切に取り入れるよう配慮する。	<都心ゾーン> C1 C3 C7 ・基壇部を設ける場合は、通りから見た時に人のにぎわいが立体的につながるよう、基壇部の屋上にもオープンスペースを設けるなどの工夫に努める。 ・基壇部を設ける場合は、通りから見た時に立体的にみどりのうるおいが感じられるよう、基壇部の屋上を緑化するなどの工夫に努める。
	B1 C7 ・計画敷地が歴史的な景観資源等や主要な公園・緑地等と隣接する場合は、計画建築物の敷地境界に沿って緑化や緩衝帯となる空地の配置など、景観資源との接点となる敷地境界をデザインするよう配慮する。 ・計画敷地に存在し、地域の景観を特に特徴づけている建築物や、工作物をやむを得ず撤去する場合は、記憶の継承に資するよう撤去する建築物等の素材等の活用に努める。	<一般市街地ゾーン> C1 C3 C7 ・地域交流拠点や高次機能交流拠点といった地域の核となる場所では、場所の魅力を高めるよう、外構デザインの工夫に努める。
	C1 C2 C3 C7 ・魅力的な沿道の景観となるよう、通りから建築物へ至るアプローチをみどりや照明などにより演出するよう努める。 ・計画敷地に面する主要な通りから見た時の緑視率が上がるよう、を効果的なみどりを配置するよう努める。 ・柵などの工作物を設置する場合は、落ち着いた素材や色彩のものを選定するよう配慮する。 ・集合型居住誘導区域（※みどりの基本計画で定める都市緑化を積極的かつ重点的に推進する緑化重点地区とほぼ同じ区域）では、みどりの潤いを感じられるよう積極的に効果的なみどりを配置するよう配慮する。	<山地のみどりに近接するゾーン> A1 A2 ・周囲の植生に配慮した樹種や草花を選定するよう努める。 ・計画敷地が面する主要な通りの先に山が見える場合は、計画敷地のみどりが山のみどりと連続した印象となるよう、樹木や草花の配置の工夫に努める。
	D1 ・公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、利用者の行動を想定し、その場こふさわしい空間構成やしつらえとするよう配慮する。 ・公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、通行や滞留などの目的にあわせて適切なベンチ等の什器を配置するよう配慮する。	<工業地・流通業務地ゾーン> C1 C3 C7 ・周辺の市街地との緩衝帯となるよう、オープンスペースの確保に努める。
	D2 ・公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、将来的な使われ方の変化も踏まえたデザインとするよう努める。	記憶の継承について基準を追加 公園緑地に近接する場合の配慮を追加

2 景観計画の素案について

② 景観形成基準について(前回からの変更部分) ※抜粋

方針

景観形成基準（建築物）

ゾーンごとに付加する基準

■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。

駐車場

C1
C2
C3
C7

- ・車両の出入口は歩行者による賑わいの連続を分断しない配置とするよう配慮する。
- ・車両の出入口は裏側の印象とならないよう、あるいは、低減するよう、みどりなどにより適切に修景するよう努める。
- ・駐車場は、やむを得ない場合を除き、前面道路から直接駐車マスに出入りすることを避けた形式とする。
- ・建築物に取り込む駐車場や荷捌き等の車両の出入口は、通りから見える「開口部の見込み」（※建築物の部分を示す用語）等を外壁と同様の外装材とするなど、開口部が大きいことによる内側の印象を和らげるデザインとするよう努める。
- ・立体駐車場やタワー型の機械式駐車場等・駐輪場は主要な通りから容易に望見できない位置に配置するよう努める。
- ・立体駐車場やタワー型の機械式駐車場等を設置する場合は、**単調な立面とならないよう配慮する。**この時、模様の印象が強くないようにするとともに、通りに対する圧迫感の少ないデザインとするよう配慮する。

「単調な立面とならないような素材や色彩とするよう」
という記載から下線を削除
(素材・色彩の項目で誘導)

附帯工作物等

C1
C2
C3
C7

- ・屋外に設置する建築設備は可能な限り建築物と一体的に見えるような目隠しを設置するよう配慮するとともに、主要な通りから容易に望見できない位置に設置するよう配慮する。
- ・自転車置き場やごみ置き場、物置など敷地内に附帯する建築物・工作物は、建築物本体に取り込むことを基本とするが、やむを得ず別棟で建築等する場合は、建築物本体との関係性を十分考慮し、配置するよう配慮する。主要な通りに面して配置する時は、歩行者に対して閉鎖的な印象を与えないよう、みどり等により修景するよう配慮する。
- ・太陽光発電設備を屋上や地上に設置する時は、通りからの見え方に配慮した位置に設けるよう配慮する。太陽光発電設備を外壁に設置する時は、建築物の外観として見た時の違和感を低減できる設置位置とするよう配慮する。

2 景観計画の素案について

② 景観形成基準について(前回からの変更部分) ※抜粋

方針

景観形成基準（建築物）

ゾーンごとに付加する基準

■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。

眺望

E1

【見晴らし景】

大倉山展望台や豊平川に架かる橋など山や橋などを視点場とした、市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線やみどり等の見晴らしを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見晴らしをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。

【見通し景】

創成川通や北三条通などの通りを視点場とした、アイストップとなる建築物等、並木の縁取り、視線を誘導する直線道路等の見通しを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見通しをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。

【囲み景】

定山溪大橋など谷筋の橋を視点場とした、山並みのみどり、谷筋の建築物、川や湖の水辺等に囲まれた眺望を阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、眺望をより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。

（重点眺望）※対象範囲の図を挿入予定

【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】

- ・大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。
- ・高層部は周囲の街並みや背景となる山並みとの調和に配慮して外観をデザインするよう配慮する。
- ・建築物の高さが90mを超える場合は、山並みが背景となることを踏まえて頂部をデザインするよう配慮する。
- ・屋上に設置する附帯設備等は、視点場からの見え方を考慮し、目隠しなどにより修景するよう配慮する。
- ・長大な壁面に見えないよう、意匠の切り替えなどにより、建築物の立面を分節化するよう配慮する。
- ・長大な壁面に見えないよう、南北方向の高層部の厚みを可能な限り薄くするよう配慮する。

「重点眺望の基準を景観形成基準として追加

【見通し景】

<都心ゾーン> E1

- ・建築物の中・低層部は、隣接する建築物等と共通するデザインをポイントで取り入れるなど、通り全体の魅力を高める工夫に努める。
- ・建築物の高層部は、見通しを阻害しないよう、目立つ形態や意匠を抑えたデザインとするよう配慮する。
- ・通りの先にアイストップとなる建築物等がある場合は、通りの沿道の魅力を形成するよう建築物のデザインの工夫に努める。

【囲み景】 E1

<山地のみどりに近接するゾーン>

- ・山並みのみどりの連続性に配慮した配置となるよう配慮するとともに、外観の素材や色彩を選定するよう配慮する。
- ・視点場からの見え方を意識し、河川沿いにテラスを設置するなどの工夫に努める。

2 景観計画の素案について

② 景観形成基準について(前回からの変更部分) ※抜粋

方針	景観形成基準（建築物）	ゾーンごとに付加する基準
夜間景観	■ 景観形成基準の適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。 A2 E2 ・暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明により演出するよう配慮する。 ・グレア等を生じさせない適切な照明とするよう配慮する。 ・着色や点滅・動光する照明による演出は周辺との調和を慎重に検討したうえで行うこととし、安易に行わない。また、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。 ・生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向き等とするよう努める。 通りとしての連続性や周囲との協調についての記載を追加	<都心ゾーン> A2 E2 ・夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、壁面のライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光、外構等の照明による演出に努める。演出を行う場合は、通りの光が温かみを持ち、連続した印象となるよう周辺の照明との協調に努める。 - また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所の印象を高める演出とするよう努める。 ・外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。
雪・冬季の景観	E3 E4 ・敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、雪の美しさを見せることができる仕掛けを設けるよう努める。 ・北風や落雪を考慮した建築物の配置や形態、外壁形状等とするよう努める。 ・冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの設置などによる良好な歩行環境を確保するよう努める。	<都心ゾーン> E3 E4 ・建築物や外構、オープンスペース等において、誰もが雪や冬季の景観を楽しむことができる場づくりに努める。 ・白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。

3 ご審議いただきたい事項について

・景観計画本書の全体構成について

改定のポイントとなる都市の魅力の向上を目指したことが伝わりやすいか
事業者が、計画で目指していることを理解しつつ、基準までたどり着けるか
市民の方にとって読みやすい構成になっているか

などの視点でご意見ををお願いします

・その他

内容について、お気づきの点がありましたら、アドバイスをお願いします。

たとえば、評価と成果指標について、景観形成の対象とする眺望に加えて、定点で観測する場所についてよい場所がある など